

# 令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公開

特定事業主名：昭和病院企業団

## 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	66%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	62%
全職員	70%

## 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
局長・部長・次長相当職	86%
課長相当職	83%
本庁係長相当職	101%

\* 課長補佐職は係長相当職に含む

### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	70%
31～35年	102%
26～30年	72%
21～25年	64%
16～20年	64%
11～15年	65%
6～10年	67%
1～5年	52%

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

### 【説明欄】

事業所の特性として、全体として女性職員が男性職員の人数を大きく上回っている。(常勤職員の比率として、女性職員数3に対して男性職員数1程度。)一方で、平均的に給与の高い職務の職員については男性職員の数が多いため、それが男性職員全体の平均給与額を押し上げ、「男女の給与の差異」欄の数値を下げる要因となっている。